

動物園ホール利用許可申請書

神戸市長 宛

令和 年 月 日

郵便番号 〒 -
住 所

申請人 フリガナ
氏 名
団体名
生年月日 年 月 日
連絡先 - -

下記のとおり利用したいので、許可くださるよう申請します。

1 利用目的			
2 利用方法		3 利用人数	人
4 利用日時	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで		
	午 前後 時 分から 午 前後 時 分まで		
5 付 属 設 備 使用の有無	有 <input type="checkbox"/> 椅子 脚、テーブル 脚、放送設備、照明設備、 演台、花台、グランドピアノ、ホワイトボード、 液晶プロジェクター、控室、湯のみ、その他(無 <input type="checkbox"/>
6 会場責任者名			
7 入場料等徴収 の有無	有 <input type="checkbox"/> 入場料等の額		無 <input type="checkbox"/>
8 使用料 減免申請	理由		
9 使用料	使 用 料	減 免 率 (額)	減 免 に よ る 更 生 額
10 そ の 他			

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

許 可 決 議 ※以下は記入しないでください。

園 長	副園長	担当係長	係	令和 年 月 日 起	受 付 欄	令和 年 月 日
				令和 年 月 日 決		第 号

※記入前に必ず、空き状況の確認をお願いします。問合せ先:動物科学資料館(078-881-6666)

※記入時の注意

- ・4.利用日時:午「前」「後」は、該当する方に○を付けてください。
- ・5.付帯設備:使用の有無に○を付け、数を記入してください。
- ・6.会場責任者名を記入してください。
- ・7.入場料徴収の有無:有無に○を付け、有の場合は、入場料などの額を詳細に記入してください。
- ・使用料の減免を申請する場合は、8.理由に記入してください。

※2ページ目の「利用許可書」にも同じ内容を記入し、2枚ともメール・FAXしてください。(減免申請がある場合は3枚)

備		整理簿記載	令和 年 月 日
考	打合せ予定:令和 年 月 日 時		係印

許可 第

号

動物園ホール利用許可証

郵便番号 〒 -
住 所申請人 フリガナ
氏 名 様
団体名
生年月日 年 月 日

下記のとおり利用したいので、許可くださるよう申請します。

1 利用目的					
2 利用方法			3 利用人数	人	
4 利用日時	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで				
	午 前 後 時 分 から 午 前 後 時 分 まで				
5 附属設備 使用の有無	有 椅子、脚、テーブル、脚、放送設備、照明設備、 演台、花台、グランドピアノ、ホワイトボード、 液晶プロジェクター、控室、湯のみ、その他(無	
6 会場責任者名					
7 入場料等徴収 の有無	有	入場料等の額		無	
8 使用料 減免申請	理由				
9 使用料	使	用	料	減 免 率 (額)	減 免 に よ る 更 生 額
10 その他					

※以下は記入しないでください。

上記のとおり、動物園ホールの利用を許可する。

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 印

- ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。
- イ 利用の前に必ずこの許可証を本市係員に提示し、その指示に従わなければならない。
- ウ 利用中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
- エ 利用中に第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。
- カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとる。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。
- キ 許可を受けた者は、入念に跡片付けをして、許可期間及び利用時間満了と同時に本市係員の検査を受け、返還しなければならない。

使用料減免申請書

神戸市長 宛

令和 年 月 日

郵便番号 〒 -
住 所

申請人

氏 名
団 体 名

下記理由により使用料を減免くださるよう申請します。

許可 申請 事項	都市公園名	動物園ホール
	位置又は種類	神戸市灘区王子町3-1
	目 的	
	期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

減免申請の額	
--------	--

減免申請の理由	
---------	--

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

決議 ※以下は記入しないでください。

	副園長	担当係長	係	令和 年 月 日 起	受付欄	令和 年 月 日
				令和 年 月 日 決		第 号

記

決定額 ￥

動物園ホール利用許可申請書 (記入例)

神戸市長 宛

令和 4 年 4 月 1 日

郵便番号 〒 657 - 0838
 住 所 神戸市灘区王子町3-1
 神戸市立王子動物園内
 申請人 フリガナ ドウブツ カガク
 氏 名 動物 科学
 団体名 動物科学資料館
 生年月日 昭和26 年 3 月 21 日
 連絡先 078 - 881 - 6666

下記のとおり利用したいので、許可くださるよう申請します。

1 利用目的	第30回動物園会議のため		
2 利用方法	会議	3 利用人数	210 人
4 利用日時	令和 4 年 5 月 1 日から 令和 4 年 5 月 3 日まで		
	午 ^前 9 時 00 分から 午 ^前 3 時 00 分まで		
5 付属設備 使用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 椅子 100 脚、 <input checked="" type="checkbox"/> テーブル 210 脚、 <input checked="" type="checkbox"/> 放送設備、照明設備、 <input checked="" type="checkbox"/> 舞台、花台、 <input checked="" type="checkbox"/> グランドピアノ、ホワイトボード、 <input checked="" type="checkbox"/> 液晶プロジェクター、控室、湯のみ、その他()		無
6 会場責任者名	動物 科学		
7 入場料等徴収 の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	入場料等の額 ¥1,500	無
8 使用料 減免申請	理由 公的会議のため		
9 使用料	使 用 料	減 免 率 (額)	減免による更生額
	¥14,600	¥7,300	¥7,300
10 その他	会議中に合奏・合唱があります。		

注意 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。

許可決議 ※以下は記入しないでください。

園長	副園長	担当係長	係	令和 年 月 日 起	受 付 欄	令和 年 月 日
				令和 年 月 日 決		第 号

※記入前に必ず、空き状況の確認をお願いします。問合せ先: 動物科学資料館(078-881-6666)

※記入時の注意

- ・4.利用日時:午「前」「後」は、該当する方に○を付けてください。
- ・5.付帯設備:使用の有無に○を付け、数を記入してください。
- ・6.会場責任者名を記入してください。
- ・7.入場料徴収の有無:有無に○を付け、有の場合は、入場料などの額を詳細に記入してください。
- ・使用料の減免を申請する場合は、8.理由に記入してください。

※2ページ目の「利用許可書」にも同じ内容を記入し、2枚ともメール・FAXしてください。(減免申請がある場合は3枚)

備 考	打合せ予定:令和 年 月 日 時	整理 簿 記載	令和 年 月 日 係印
--------	------------------	---------------	----------------

許可 第

号

動物園ホール利用許可証(記入例)

郵便番号 〒 657 - 0838

住 所 神戸市灘区王子町3-1

神戸市立王子動物園内

申請人 フリガナ ドウブツ カガク

氏 名 動物 科学

団 体 名 動物科学資料館

生年月日 昭和26 年 3 月 21 日

078 - 881 - 6666

下記のとおり利用したいので、許可くださるよう申請します。

1 利用目的	第30回動物園会議のため		
2 利用方法	会議	3 利用人数	210 人
4 利用日時	令和 4 年 5 月 1 日から 令和 4 年 5 月 3 日まで		
	午 ^前 9 時 00 分から 午 ^前 3 時 00 分まで		
5 附属設備 使用の有無	(有) 椅子 100 脚、テーブル 210 脚、放送設備、照明設備、 舞台、花台、グランドピアノ、ホワイトボード、 液晶プロジェクター、控室、湯のみ、その他()		無
6 会場責任者名	動物 科学		
7 入場料等徴収 の有無	(有)	入場料等の額 ¥1,500	無
8 使用料 減免申請	理由 公的会議のため		
9 使用料	使 用 料	減 免 率 (額)	減 免 に よ る 更 生 額
	¥14,600	¥7,300	¥7,300
10 そ の 他	会議中に合奏・合唱があります。		

※以下は記入しないでください。

上記のとおり、動物園ホールの利用を許可する。

令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 印

ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)並びに神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)及び神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)を守らなければならない。

イ 利用の前に必ずこの許可証を本市係員に提示し、その指示に従わなければならない。

ウ 利用中に施設を荒廃し、又は損傷したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

エ 利用中に第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。

オ 施設の改良その他公益上必要あるときは、許可を取り消すことがある。

カ 暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないときには、利用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとる。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがある。

キ 許可を受けた者は、入念に跡片付けをして、許可期間及び利用時間満了と同時に本市係員の検査を受け、返還しなければならない。